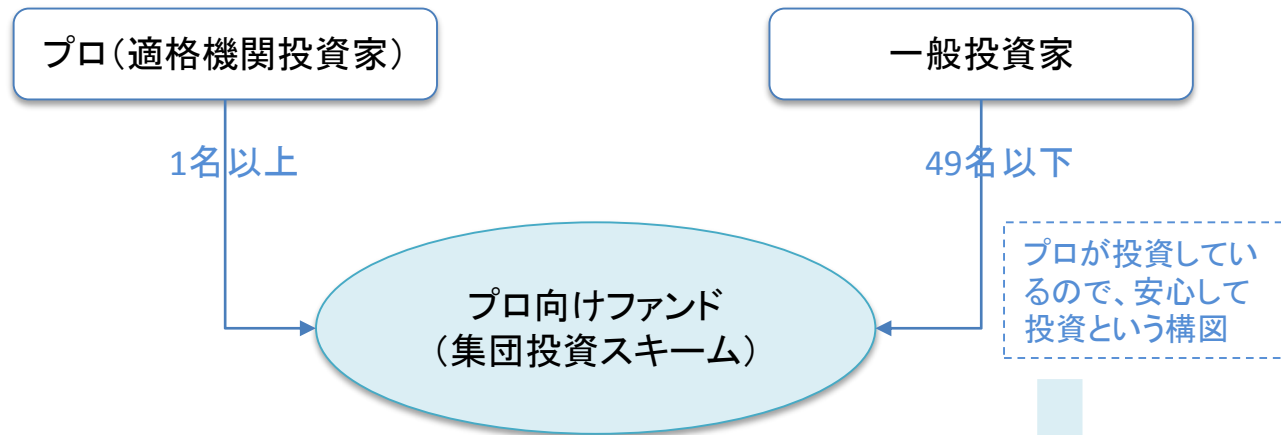


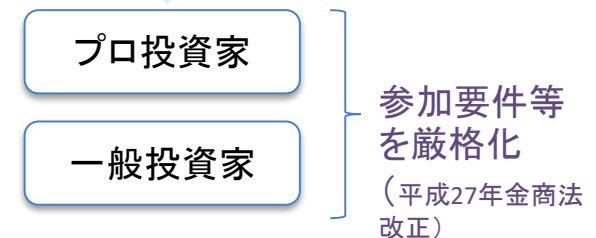
プロ向けファンドについて

(適格機関投資家特例業務～金商法第63条)

- ◇プロ(適格機関投資家)にファンドを募集したり運用する者は、行政に対して届出をすれば足りる。(通常、ファンドを自ら募集するには第二種金融商品取引業、有価証券など含むファンドを運用するには投資運用業の登録申請が必要。)
- ◇プロが1名でも参加していれば、プロ以外の個人を含む少人数の投資家(49名以下)もファンドに投資できる。



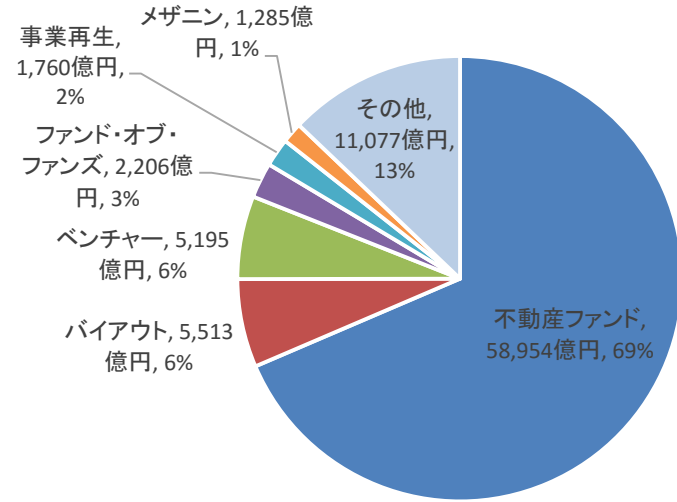
- ごく一部で、個人投資家を巻き込んだ詐欺的行為に利用される事例が発生



プロ向けファンドの実態

(金融庁:ファンドモニタリング調査平成27年10月より)

平成26年度
プロ向けファンド販売
736本
1兆1,110億円



実態のあるプロ(適格機関投資家)なのか

適格機関投資家の数	一般投資家の数						
	0	1~10	11~20	21~30	31~40	41~49	50以上
0		28	5	3	4	10	1
1	608	539	63	34	25	63	0
2~10	246	280	25	24	10	3	0
11~20	16	33	2	0	1	1	1
21以上	1	10	0	0	0	1	0

※特に、組成が容易な投資事業有限責任組合が悪用されるケースも

適格機関投資家特例業務に該当しない可能性

プロ向けファンド規制強化

(平成27年金融商品取引法改正等)

プロ向けファンドとして認められないケース

実態の伴わないプロ
(適格機関投資家)の
排除

プロが投資事業有限責任組合のみで、5億円
以下の運用残高

プロ向けファンド組成者の関係者からの出資
が過半数以上

規制導入

ファンド組成者への
行為規制等導入

適合性の原則

リスク等の説明義務

ファンド出資者の範囲
の限定

出資できるものの範囲を以下に限定

- ✓ 上場会社、資本金又は純資産5千万円以上の法人
- ✓ 口座開設1年経過、投資性資産1億円以上の個人
- ✓ プロ向けファンド届出者の親、子会社等とこれらの役職員 等

ベンチャーファンドについては、上記に加え以下を追加

- ✓ 上場会社の役員
- ✓ 新規事業の立上げ等の業務に直接携わった経験があり、専門的な知識や能力を有する者等

※ベンチャーファンドの定義＝
非上場株式に80%以上投資